

仲裁人実務研修講座（関西支部）のご案内

社団法人日本仲裁人協会（以下「当協会」といいます。）では、2010年仲裁人実務研修講座（関西支部）を、下記の通り大阪弁護士会館にて開講いたします。

本講座は、当協会が2006年から実施しています検定制度の普通認定会員の受験資格を取得するためのもので、大学法学部で民法、商法を履修した等の一定の要件を満たす方が、本講座の終了後に行われる口述試験に合格されますと、当協会の「普通認定会員」の資格を取得することが出来ます。普通認定会員は、複数の仲裁人から構成される仲裁廷において陪席仲裁人となるに必要な仲裁手続に関する能力を有すると当協会が認めた会員に対して与えられる当協会の資格です（検定制度については別紙「検定制度について（重要）」をご参照ください）。講師はいずれも仲裁人あるいは仲裁事件の代理人としての実務経験が豊富な方々です。本講座を受講された方が検定試験を受ける義務はありませんので、仲裁の実務、特に仲裁事件の当事者の担当者や代理人となられる方にも適した講座です。関西では今回が4回目の開講となりますので、奮ってご参加ください。

2010年7月26日

社団法人日本仲裁人協会

記

1. 講座名：仲裁人実務研修講座（関西支部）
2. 日 程：2010年9月22日（水）～11月24日（水）午後6時から8時
※ 下のプログラムのとおり、2010年9月22日（水）を第1回とした全10講からなるコースです。時間はいずれも午後6時から8時までです。
3. 会 場：大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館
4. 詳 細：各日程における講座の詳細はプログラムを参照してください。
5. 定 員：50名（限定）
6. 受講料：全コース履修 8万円（但し、当協会会員は6万円）
7. お申込と連絡先：東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館内
社団法人日本仲裁人協会事務局
電話：03-3580-9870
FAX：03-3580-9899
8. 講座の修了（単位取得）
 - (1) 講座の終了毎に10問～20問の「確認試験」を受けて、単位の取得をします。
 - (2) 全10講のうち7講以上に出席する必要があります。
 - (3) 欠席された講座については、テープを一週間貸し出して、その後「確認試験」を受けて合格すれば、単位を取得することができます。
 - (4) 全単位を取得した場合に、研修課程を修了したことになります。

(5) 確認試験の追試制度はありませんので、確認テストが不合格ですと修了したことに
はなりません。

(6) 遅刻された場合でも「確認試験」を受けることはできますが、「確認試験」に合格
しないと研修過程を修了できませんので、開始時間に間に合うようご出席下さい。

(7) 「確認試験」が配布されるまでは早退できますが、欠席扱いになります。

9. プログラムと講師

第1講 2010年9月22日(水) [講師 小原 望]

テーマ 裁判外紛争解決手段 (“ADR”)

1. 各種ADR
2. ADRの特徴
3. 仲裁とは

第2講 9月29日(水) [講師 大貫雅晴]

テーマ 模擬仲裁—ビデオ鑑賞とコメント

第3講 10月7日(木) [講師 小原正敏]

テーマ 仲裁人の受任まで

1. 仲裁人に求められる条件・資格・素質とは
2. 仲裁人の倫理・義務
3. 公正・独立性、秘密保持義務

第4講 10月13日(水) [講師 大貫雅晴]

テーマ 受任から審問前まで

1. 仲裁人の選任手続 (忌避手続を含む)
2. 仲裁人として確認すべき事項
3. 審理に関する準備—準備手続を含む

第5講 10月20日(水) [講師 山本忠雄]

テーマ 審問手続

1. 仲裁手続の準則
2. 仲裁申立書及び答弁書を受領した仲裁人のすべきこと
3. 第1回審問期日又は当事者との事前打合せ期日
4. 爾後の審問期日
5. 証拠調べ

第6講 10月25日(月) [講師 山口孝司]

テーマ 争点整理と事実認定

1. 争点整理
2. 事実認定 (証拠の評価)

第7講 11月4日(木) [講師 茂木鉄平]

テーマ 中間手続

1. 管轄に関する争い、その他中間手続に関する判断・決定
2. 保全手続 (暫定措置・保全措置)
3. 裁判所の保全命令

4. 中間手続に関する実務上の問題点

第8講 11月11日(木) [講師 北川俊光]

テーマ 仲裁判断

1. 仲裁判断の種類
2. 仲裁判断によって与えられる救済
3. 仲裁判断書の作成と送付
4. 仲裁判断の訂正
5. 仲裁廷による仲裁判断の解釈
6. 追加仲裁判断
7. 和解

第9講 11月17日(水) [講師 岡田春夫]

テーマ 仲裁手続終了後の問題

1. 仲裁判断の執行
2. 仲裁判断の取消
3. ニューヨーク条約

第10講 11月24日(水) [講師 澤井 啓]

テーマ 国際商事仲裁

1. 国際商事仲裁の特徴—国内仲裁との相違点
2. UNCITRAL仲裁模範法と仲裁規則の改定国際商事仲裁の実務上の問題点
3. 準拠法と準拠規範—仲裁におけるCISGの適用（実体準拠法と手続準拠法の違い）

仲裁人実務研修講座申込書

社団法人 日本仲裁人協会 行
(F A X : 0 3 - 3 5 8 0 - 9 8 9 9)

フリガナ		会員区分
お 名 前		会員 ・ 一般
所属企業・団体		
ご 職 業		
ご連絡先住所		
電 話	()	: F A X ()
E-mail		

※ 受講料は、本申込書を F A X で受領した後に請求書をお送りします。その際、指定の銀行口座（請求書に記載）に受講料をお振り込み下さい。

※ 本用紙にご記入いただいた個人情報、受講者の方との連絡事務を行い、受講者の構成に合わせた講座内容の充実を図るための担当講師への提供、仲裁人検定試験の案内等、本講座及び仲裁人検定の実施に必要な目的、その他当協会の事務に必要な目的に限り使用させていただきます。

2010年7月26日

社団法人日本仲裁人協会研修部会

検定制度について（重要）

検定試験と「普通認定会員」及び「特定認定会員」の登録制度

当協会では、仲裁人検定制度を実施しております。仲裁人検定における認定会員登録制度には、「普通認定会員」、「特定認定会員」、「上級認定会員」（上級認定会員受験のための講座は現在のところ未設定）の区別があります。上級認定会員とは、国内及び国際仲裁において、単独又は第三仲裁人となることのできる程度の知識を有する会員を意味します。普通認定会員とは、国内及び国際仲裁において、単独仲裁人又は第三仲裁人としてではなく、上級認定会員又は上級認定会員と同程度の知識を有する者とともに仲裁廷のメンバーとなることのできる程度の知識を有する会員を意味します。特定認定会員とは、法律以外の特定の専門分野について知識を有する会員であって、その専門分野に関する国内及び国際仲裁において、単独仲裁人又は第三仲裁人としてではなく、上級認定会員又は上級認定会員と同程度の知識を有する者とともに仲裁廷のメンバーとなることのできる程度の知識を有するものを意味します。下の条件を満たす場合には、それぞれの区分にしたがった検定試験を受験し、合格された場合には、申請に基づき上記区分の認定会員登録をします（会員名簿上の区分ですので、当協会の会員であることが前提です）。

簡単に、各条件を整理すると以下ようになります。

【普通認定会員】

- ・ 仲裁人実務研修講座を修了（全単位取得）していること。
- ・ ①弁護士、②司法書士、③司法研修所卒業者、④司法試験合格者、⑤法科大学院2・3年次在学学生、⑥法学検定試験2級以上取得者、⑦大学法学部において民法及び商法に関する10単位以上の単位を取得した者又はこれに準じる者、⑧上記の者に準じる者として検定委員会が認定するもの。

【特定認定会員】

- ・ 仲裁人実務研修講座を修了（全単位取得）していること。
- ・ 法律以外の専門知識を保有すること（典型的な例としては、労働・建設工事・知的財産・海事・医事に関する特定会員の検定を予定しています。そして、特定の専門分野についての知識を有することの証明は、原則として各分野における国家資格に基づき認定します。具体的には、労働（社会保険労務士）・建設工事（一級建築士）・知的財産（弁理士）・海事（海事補佐人）・医事（医師）が挙げられます。但し、検定委員が、例外的に、経験・経歴に基づき特定の分野の専門知識を有していることを認定することもありますので、検定試験を受験する前に、当協会にお問い合わせください。
- ・ 当協会が別途の設ける「契約法入門」を受講し、確認試験に合格したこと。

なお、研修講座を修了されても、検定試験の受験は必須ではありません。あくまで、検定試験の申請を希望する場合に必要な条件です。検定試験を受験したいとお考えになる方は、個別に当協会事務局担当者（きっかわ法律事務所：小林／TEL:06-6346-2970 FAX:06-6346-2980）にご連絡頂き、受験資格についてご確認頂きたくお願い申し上げます。